

## 緊急事態宣言の再々発令に伴う区の考え方

### 1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、区民の「命」を守る施策を強化する。
- ・人流抑制を目的とした観点から、区主催・後援イベントの中止・延期の検討を行うほか、区民や事業者に、不要不急の外出やイベント・集会の自粛を呼びかけ、感染防止を図るため施設の一部を閉鎖する。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。

### 2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、公園等を除き、原則、1回目の緊急事態宣言時と同様に、施設等を休館とする（期間：令和3年4月25日～同年5月11日）。

※国や都の要請内容によっては、今後変更する可能性がある。